

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第 11 条 〔略〕</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この組合は、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下この項において「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなすものとする。</u></p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済契約につき、<u>共済掛金払込に関する特約が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。</u></p> <p><u>2 前項の共済掛金払込に関する特約は、全国共済連が定めた共済規程附属書共済掛金払込に関する特約による。この場合において、「会」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第 11 条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済契約につき、<u>特約を付すことができない。</u></p> <p>〔新設〕</p>

附 則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和 7 年 1 月 1 日（行政庁の承認が令和 7 年 1 月 2 日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。